

「両用品目輸出管理条例 (意見募集稿)」の概要

～中国の安全保障貿易管理に関する制度情報
専門家による政策解説～

2022年5月

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

上海事務所

海外調査部

【免責条項】

本レポートは、西村あさひ法律事務所に委託し、作成したものです。
本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

2022年4月22日、中国商務部は「両用品目輸出管理条例（意見募集稿）」（以下、「意見募集稿」という）を公表しました。「両用品目輸出管理条例」は、将来的には、国務院により「輸出管理法」の下位法令にあたる行政法規として正式に施行されることが想定されています。このため、中国の輸出管理規制に関する重要立法として、「意見募集稿」の立法動向に大きな注目が集まっています。本稿では、「意見募集稿」について特に注目すべき重要条文を取り上げて解説します。

1. 適用対象

(1) 規制対象となる品目

「意見募集稿」2条によれば、両用品目とは、「民生用途だけでなく、軍事用途を有し、または軍事的潜在力の向上に資する、特に大規模な殺傷性を有する兵器およびその運搬手段の設計、開発、生産または使用に用いることのできる製品、技術およびサービス」を指します。

「輸出管理法」施行前から、両用品目の輸出に対する管理制度は、「核両用品目および関連技術輸出規制条例」「ミサイルおよび関連用品並びに技術輸出規制条例」および「生物および関連設備並びに技術輸出規制条例」等の個別立法により輸出管理規制が行われてきました¹。「意見募集稿」2条および59条によれば、核両用品目、ミサイル関係両用品目および生物関係両用品目等を含むあらゆる両用品目が適用対象とされており、両用品目に対する統合的な管理を目指す立法目的のうかがわれます。

ただし、両用品目のうち、政府等の管理・規制が必要な化学兵器に転用でき得る化学品に関しては、「管理規制化学品管理条例」が適用される（同条例に定めがない事項については、「意見募集稿」の規定による）旨が「意見募集稿」において明確に規定されています（59条）。

(2) 規制対象となる行為

「意見募集稿」2条2項は、(ア) 国内から国外への移転（以下、「国外への移転」という）ならびに(イ) 中国の公民、法人および非法人組織から外国組織および個人への提供（以下、「海外エンティティへの提供」という）を禁止または制限措置の対象行為としています。

ただし、どのような行為が実際に上記行為に該当するのかについては、「意見募集稿」には具体的な記載はありません。

(ア)の「国外への移転」については、「核両用品目および関連技術輸出管理条例」「ミサイルおよび関連用品並びに技術輸出管理条例」等により確立した実務に基づけば、貿易輸出行為のほか、贈与、展覧、科学的提携、援助、サービスおよび他の方法による移転も含まれると解されます。

(イ)の「海外エンティティへの提供」については、例えば「両用品目輸出管理内部コンプライアンスガイドライン」では、「技術の研究開発の状況」をリスク評価の対象項目の一つとしており、その中で「外国籍従業員を雇用して規制技術の研究開発に従事させること」をリスクの一例として挙げています。従い、日本企業が中国企業との合弁会社等において規制技術の共同開発に日本人の技術スタッフを参加させる行為も、中国法人から外国籍の個

¹ 詳細は「[中国の輸出管理体系と最近の動向（2021年8月）](#)」参照

人へ技術の提供、すなわち「海外エンティティへの提供」と判断されるといったケースも想定されます。

この他にどのような行為が規制対象となるかについては、上述のような関連するガイドライン等を参考にしながら、今後の実務動向を注視する必要があります。

2. 管理政策と管理措置

(1) 仕向け国・地域に対する評価、リスク等級分け

「意見募集稿」12条では、国務院商務主管部門は、他の関連部門と連携して、両用品目の輸出仕向け国・地域に対して評価を行い、リスク等級分けをした上で管理措置を適用すると規定しています。

また、評価にあたり考慮する要素としては、(ア) 国家安全と利益に対する影響、(イ) 国際的義務の履行上のニーズ、(ウ) 外交政策上のニーズ、(エ) 輸出管理分野における中国との連携状況などが挙げられています。

ただし、これらの基準は明確なものとはいえず、各リスク等級の内容も判然としていません。「意見募集稿」が正式に施行された後に、弁法等の下位法令において具体的なリスク等級の分別および各等級の措置の内容が定められることが予想されます。正式施行後も下位法令の立法動向に注目する必要があります。

(2) 「両用品目輸出管理リスト」の制定

「意見募集稿」13条では、国務院商務主管部門が関係部門と共同で両用品目の輸出管理に関する統一リスト（以下、「両用品目輸出管理リスト」）を制定・調整する旨が規定されています。

現行の両用品目の輸出管理に関する各種リスト（「核両用品目および関連技術輸出規制リスト」「生物および関連設備並びに技術輸出規制リスト」「関係化学品および関連設備並びに技術輸出規制リスト」「ミサイルおよび関連用品並びに技術輸出規制リスト」「商用暗号輸出管理規制リスト」等）については、今後制定される「両用品目輸出管理リスト」の中に統合されることが予想されます。

なお、「意見募集稿」では「両用品目輸出管理リスト」において、管理規制のためのコードを新たに設ける旨も規定しています（13条）。

また、「両用品目輸出管理リスト」に記載がない両用品目については、国務院商務主管部門が臨時的管理規制措置を行える旨を定めています（14条）。臨時管理規制措置の適用期間は公表されなければならない、かつその期間は2年を超えることはできないとしています。期間終了前には評価を実施し、(i) 当該措置を取り消すか、(ii) 2年の範囲内で臨時措置を延長するか、(iii) 両用品目輸出管理規制リストに加えるかを決定します。

さらに、国家安全および利益を維持し、拡散防止等の国際義務を履行するために必要である場合には、関連する両用品目の輸出、特定の国・地域への輸出、および特定の組織・個人への輸出を禁止することができる旨も規定されています（15条）。臨時管理規制と輸出禁止は、公告により公開されます。

(3) 両用品目の輸出許可制度の整備と輸出経営登記制度の廃止

「意見募集稿」16条から27条では、輸出許可制度について詳細な事項を定めています。輸出事業者が両用品目を輸出する際には、個別許可または包括許可を取得することが必要となります。

個別許可とは、その有効期間内（1年を超えない）において、一人のエンドユーザーに対し、一種類の両用品目を一度のみ輸出する許可を指します。一方、包括許可とは、許可書類に記載された範囲および有効期間内（2年を超えない）において、複数のエンドユーザーに対し、複数種類の両用品目を複数回輸出する許可を指します。

なお、「意見募集稿」25条では、新たに、許可申請の免除制度について定めています。次の（ア）～（エ）の場合には、免除を申請することにより、上述の許可制度に基づく許可証を得ることなく輸出することができる点に留意が必要です。

- （ア） 中国国内に輸入して検査修理、試験または検査測定を行った後、合理的期間内に輸出地に返送する場合
- （イ） 中国国内で行われた展覧会に参加し、展覧会が終了後直ちに輸出地に返送する場合
- （ウ） 民用の飛行機部品を輸出してメンテナンス修理をする場合
- （エ） 国务院商務主管部門が規定するその他の場合

なお、商務部が「意見募集稿」とあわせ公表した起草説明では、これまで運用されてきた両用品目輸出経営登記制度を廃止するとしています。

(4) エンドユーザーおよび最終用途に対する管理

「輸出管理法」で定める、エンドユーザーおよび最終用途に対する管理について、「意見募集稿」28条から30条で詳細を規定しています。

輸出事業者は許可証を申請するにあたり、エンドユーザーにより発行された最終用途を証明する書類を提出しなければなりません。輸出事業者は、エンドユーザーおよび証明書類等について偽造や期限切れ等の問題が存在することを覚知した場合には、遅滞なく国务院商務主管部門に報告し、かつ、商務主管部門による調査に協力しなければなりません。既に輸出された品目のエンドユーザーおよび最終用途について変更する必要がある場合は、商務主管部門から許認可を得なければなりません。

また、「輸出管理法」で定める商務主管部門による管理規制対象者名簿¹の作成に関しては、「意見募集稿」31条において、当該名簿に掲載された対象者およびエンドユーザーに対し以下の措置を講じることができるとしています。

- （ア） 全部または一部の輸出禁止
- （イ） 許可申請の不認可
- （ウ） 発行された許可証の撤回
- （エ） 仕掛かり中の輸出の中止 等

¹ 「輸出管理法」18条では、エンドユーザーおよび最終用途への管理に係る要求に違反した輸入事業者およびエンドユーザーは、商務部等が作成する規制名簿に掲載されることが定められている。

(5) 輸出関連サービス提供者の義務

輸出事業者以外の関連サービスの提供者も一定の義務を負うとされます。「意見募集稿」36条によれば、いかなる組織・個人も違法な両用品目輸出行為に対して、代理、運輸、税関申告、第三者電子商取引プラットフォーム、金融等のサービスを提供してはならないとされています。サービス提供中に輸出事業者が違法な輸出をしていることを覚知した場合には、即時にサービスの提供を停止し、かつ、国务院商務主管部門に報告しなければなりません。

3. 内部コンプライアンス制度と法的責任

(1) 内部コンプライアンス制度

商務部は、輸出事業者および輸出関連サービス提供者に対し、輸出管理の内部コンプライアンス制度の制定を推奨しています。2. (3) において上述した包括許可の申請要件の一つとして、「意見募集稿」23条では、「両用品目輸出管理内部コンプライアンス制度を設け、かつ、その運用が良好である」ことが挙げられています。

(2) 行政処罰

「意見募集稿」では、許可を取得せず両用品目を輸出した、実際の輸出状況が許可証に記載された情報と一致しない、エンドユーザーおよび最終用途に変化が生じたにもかかわらず元の許可証を使用して輸出をする(46条)、輸出事業者および関連サービス提供者が適法に報告義務を履行しない(50条)等は、行政処罰の対象行為であるとして、それぞれ罰則が設けられています。

一方、「意見募集稿」52条では、処罰の軽減について定めており、この中で、内部コンプライアンス制度の整備による処罰の軽減についても規定があります。同規定によると、両用品目輸出管理内部コンプライアンス制度を設け、かつ、適切な運用を行ったことで違法行為による損害拡大が抑えられた場合は、その処罰が軽減される可能性があります。内部コンプライアンス制度を整備する利点の一つとして、実務上重要な規定といえます。

終わりに

「意見募集稿」の意見募集期間は2022年5月22日をもって既に終了しており、正式な公布・施行はそれほど遠くないと考える専門家も少なくありません。引き続き、立法および実務の動向について注目する必要があります。

西村あさひ法律事務所
弁護士 野村 高志
弁護士 東城 聡

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20220013>



本レポートに関するお問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外調査部 中国北アジア課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
TEL：03-3582-5181
E-mail：ORG@jetro.go.jp